

情報公開に係る様式を定める規程

平成14年 9月25日消研規程第33号

平成17年 2月28日一部改正

独立行政法人等が保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく独立行政法人消防研究所が保有する法人文書の開示請求等に係る次の表の左の欄に定める標準的な様式は、それぞれその右の欄に掲げるところによるものとする。

種 類	様 式
法人文書開示請求書	様式第1号
法人文書開示決定通知書	様式第2号
法人文書不開示決定通知書	様式第3号
開示決定等の期限の延長について（通知）	様式第4号
開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）	様式第5号
開示請求に係る事案の移送について	様式第6号
開示請求に係る事案の移送について（通知）	様式第6号その2
法人文書の開示請求に関する意見について（照会）	様式第7号
法人文書の開示請求に関する意見について（照会）	様式第7号その2
法人文書の開示に関する意見書	様式第8号
法人文書の開示決定について（通知）	様式第9号
法人文書の開示の実施方法等申出書	様式第10号
法人文書の更なる開示の申出書	様式第11号
開示実施手数料の減額（免除）申請書	様式第12号
開示実施手数料の減額（免除）決定通知書	様式第13号
開示実施手数料の減額（免除）について	様式第14号
開示実施手数料還付請求書	様式第15号
諮問書	様式第16号
情報公開審査会への諮問について（通知）	様式第17号
異議申立書	様式第18号
決定書	様式第19号

附 則

この規程は、平成14年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年2月28日から施行する。

法人文書開示請求書

平成 年 月 日

独立行政法人消防研究所 御中

氏名又は名称：(法人その他の団体にあつてはその名称及び代表者の氏名)

住所又は居所：(法人その他の団体にあつては主たる事務所等の所在地)

〒

連絡先：(連絡先が上記の本人以外の場合は、連絡担当者の住所・氏名・電話番号)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第4条第1項の規定に基づき、下記のとおり法人文書の開示を請求します。

記

1 請求する法人文書の名称等

(請求する法人文書が特定できるよう、法人文書の名称、請求する文書の内容等をできるだけ具体的に記載してください。)

2 求める開示の実施の方法等 (本欄の記載は任意です。)

ア又はイに 印を付してください。アを選択された場合は、その具体的な方法等を記載してください。

ア 事務所における開示の実施を希望する。

<実施の方法> 閲覧 写しの交付 その他()

<実施の希望日>

イ 写しの送付を希望する。

開示請求手数料 (1件300円)	(領収印)	(受付印)
---------------------	-------	-------

この欄は記入しないでください。

担当部課室	
-------	--

法人文書開示決定通知書

(開示請求者) 様

独立行政法人消防研究所

印

平成 年 月 日付けで請求のありました法人文書の開示について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり、開示することとしましたので通知します。

記

- 1 開示する法人文書の名称
- 2 不開示とした部分とその理由

この決定に不服がある場合には、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人消防研究所に対して異議申立てをすることができます。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等

開示請求書で希望された方法によるほか、下表に記載した方法によることも可能です。また、法人文書の種類、数量等については、下表をご覧ください。

法人文書の種類・数量等	開示の実施の方法	算定基準	法人文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額
A 4判文書 枚	閲覧	100枚までごとにつき100円	円
A 判文書 枚	複写機により複写した ものの交付	用紙1枚につき20円	円

上表の右欄に記載した金額は、基本額であり、実際にかかる開示実施手数料ではありません。詳しくは、「法人文書の開示の実施方法等申出書」の3をご覧ください。また、同封の説明事項についても必ずお読みください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日、年末年始を除く。）

時間：9:30～12:00、13:30～17:00

場所：東京都三鷹市中原3 - 14 - 1 消防研究所内

上記以外の日時における開示の実施をご希望の場合は、下記担当までご連絡ください。

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「法人文書の開示の実施方法等申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料（見込み額）：通常郵便物（定型） gまで 円

担当課等

消防研究所 部（課・室）

所在地：〒181-8633 東京都三鷹市中原3 - 14 - 1

電 話：0422-44-8331

< 説明事項 >

1 法人文書の開示の実施の申出について

開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「法人文書の開示の実施方法等申出書」に所要の開示実施手数料を納付して、申出を行ってください。

「法人文書の開示の実施方法等申出書」を郵送で提出する場合は、法人文書開示決定通知書上に記載された担当課宛てにお送りください。

2 「開示の実施の方法等」の選択について

開示の実施の方法は、3(1)「開示の実施の方法等」に記載されている方法から自由に選択できます。必要な部分のみの開示を受けること(例えば、100頁ある文書について冒頭の10頁のみ閲覧する等)や部分ごとに異なる方法を選択すること(冒頭の10頁は「写しの交付」を受け、残りは閲覧する等)もできます。一旦、閲覧をした上で、後に必要な部分の写しの交付を受けることもできます(ただし、その場合は、最初に閲覧を受けた日から30日以内に、別途「法人文書の更なる開示の申出書」を提出していただく必要があります。)

事務所における開示の実施を選択される場合は、3(2)「事務所における開示を実施することができる日時、場所」に記載されている日時から、ご希望の日時を選択してください。記載された日時に都合がよいものがない場合は、お手数ですが、「担当課等」に記載した担当までご連絡ください。なお、開示の実施の準備を行う必要がありますので、「法人文書の開示の実施方法等申出書」は開示を受ける希望日の3日前には、当方に届くようにご提出願います。

また、写しの送付を希望される場合は、「法人文書の開示の実施方法等申出書」にその旨を記載してください。

なお、この場合は、開示実施手数料のほかに、郵送料(郵便切手)が必要になります。

3 開示実施手数料の算定について

(1) 手数料額の計算方法

開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額(複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額)を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。

(例1)

150頁ある法人文書を閲覧のみする場合:

100枚までごとにつき100円 基本額200円 手数料は無料(200円 - 300円)

(例2)

150頁ある法人文書の写しの交付のみを受ける場合:

用紙1枚につき20円 基本額3000円 手数料は2700円(3000円 - 300円)

(例3)

150頁ある法人文書のうち100頁を閲覧し、10頁について写しの交付を受ける場合(残りの40頁は開示を受けない):

閲覧に係る基本額100円 + 写しの交付に係る基本額200円 = 計300円

手数料は無料(300円 - 300円)

(2) 手数料の減免

生活保護を受けているなど経済的困難により手数料を納付する資力がないと認められる方については、開示請求1件につき2000円を限度として、手数料の減額又は免除を受けることができます。減額又は免除を受けたい方は、ご相談ください。

(3) 手数料の納付

開示実施手数料は、現金により納付してください（釣り銭のないようにしてください。）。

4 不開示部分に係る異議申立て等

今回の決定に不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、独立行政法人消防研究所に対して異議申立てをすることができます。

5 開示の実施について

事務所における開示の実施を選択され、その旨「法人文書の開示の実施方法等申出書」により申し出られた場合は、開示を受ける当日、事務所に来られる際に、本通知書をご持参ください。

6 担当課等

開示の実施の方法等、開示実施手数料の算定・納付方法、異議申立ての方法等について、ご不明な点等がございましたら、本欄に記載した担当までお問い合わせください。

法人文書不開示決定通知書

(開示請求者) 様

独立行政法人消防研究所

印

平成 年 月 日付けの法人文書の開示請求について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり、開示しないことと決定しましたので通知します。

記

- 1 不開示決定した法人文書の名称
- 2 不開示とした理由

* この決定について不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、独立行政法人消防研究所に対し異議申立てをすることができます。

* 担当課等

消防研究所 部(課・室)

所在地: 〒181-8633 東京都三鷹市中原3-14-1

TEL : 0422-44-8331

開示決定等の期限の延長について（通知）

（開示請求者） 様

独立行政法人消防研究所

印

平成 年 月 日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 延長後の期間
- 3 延長の理由

* 担当課等

消防研究所 部（課・室）

所在地：〒181-8633 東京都三鷹市中原3-14-1

TEL : 0422-44-8331

開示決定等の期限の特例規定の適用について（通知）

（開示請求者） 様

独立行政法人消防研究所

印

平成 年 月 日付けの法人文書の開示請求については、下記のとおり、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」といいます。）第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとしたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称等
- 2 法第11条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用することとした理由
- 3 開示決定等する期限
（ 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に記載する時期までに開示決定等する予定です。）

月 日（ ）

* 担当課等

消防研究所 部（課・室）

所在地：〒181-8633 東京都三鷹市中原3-14-1

TEL : 0422-44-8331

(他の団体の長) 殿

独立行政法人消防研究所

印

開示請求に係る事案の移送について

平成 年 月 日付けで開示請求のあった事案については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第12条第1項(又は第13条第1項)の規定により、下記のとおり移送します。

記

開示請求に係る文書名	開示請求書に記載されている文書の名称等 (一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、及び に係る文書)
請求者名等	氏名： 住所： 電話番号：
添付資料等名	・開示請求書 ・移送前に行った行為の概要記録 ・ ・
備考	

* 担当課等

消防研究所 部(課・室)

所在地：〒181-8633 東京都三鷹市中原3-14-1

TEL : 0422-44-8331

(開示請求者) 様

独立行政法人消防研究所

印

開示請求に係る事案の移送について（通知）

平成 年 月 日付けで開示請求のありました事案について、下記のとおり移送しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 12 条第 1 項（又は第 13 条第 1 項）の規定により、通知します。

記

開示請求に係る文書名	開示請求書に記載されている文書の名称等 (一部を移送する場合には、開示請求のあった事案のうち、及び に係る文書)
移送年月日	平成 年 月 日
移送先の団体の長	団体の長 (連絡先) 担当部課室名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
移送の理由	
備考	1 標記の移送した事案に係る開示決定等及び開示の実施は、移送先の団体の長が行うこととなります。 2 複数の団体の長に移送が行われた場合（自らも開示決定等を行う場合を含む。）には、開示実施手数料の 300 円の控除措置については、開示決定等が早く行われた文書に係る開示実施手数料から順次控除措置を取る旨を記載する。

* 担当課等

消防研究所 部（課・室）

所在地：〒181-8633 東京都三鷹市中原 3 - 14 - 1

TEL : 0422-44-8331

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

（ 第 三 者 ） 様

独立行政法人消防研究所

印

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」といいます。）第4条第1項の規定に基づく開示請求があり、当該法人文書について開示決定等を行う際の参考とするため、法第14条第1項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。

つきましては、当該法人文書を開示することにつきご意見があるときは、同封の「法人文書の開示に関する意見書」を提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称等
- 2 開示請求の年月日
- 3 上記法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 4 意見書の提出先
- 5 意見書の提出期限

平成 年 月 日（ ）

* 担当課等

消防研究所 部（課・室）

所在地：〒181-8633 東京都三鷹市中原3-14-1

TEL : 0422-44-8331

法人文書の開示請求に関する意見について（照会）

（第三者） 様

独立行政法人消防研究所

印

（あなた、貴社等）に関する情報が記録されている下記の法人文書について、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」といいます。）第4条第1項の規定に基づく開示請求があり、開示決定を行いたいと考えています。

つきましては、法14条第2項に基づき、御意見を伺いますので、当該法人文書を開示することについて御意見がある場合は、同封した「法人文書の開示に関する意見書」を御提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出期限までに同意見書の御提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

記

- 1 開示請求のあった法人文書の名称
- 2 開示請求の年月日
- 3 法第14条第2項第1号又は第2号の規定の適用区分及び当該規定を適用する理由
- 4 上記法人文書に記録されている（あなた、貴社等）に関する情報の内容
- 5 意見書の提出先
- 6 意見書の提出期限
月 日（ ）

* 担当課等

消防研究所 部（課・室）

所在地：〒181-8633 東京都三鷹市中原3-14-1

TEL : 0422-44-8331

法人文書の開示に関する意見書

独立行政法人消防研究所 御中

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

平成 年 月 日付けで照会のあった下記の法人文書の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

1 照会のあった法人文書の名称

2 意 見

上記法人文書の開示による支障（不利益）の有無

支障（不利益）の具体的内容

* 担当課等

消防研究所 部（課・室）

所在地：〒181-8633 東京都三鷹市中原3 - 14 - 1

TEL : 0422-44-8331

法人文書の開示決定について（通知）

（反対意見書を提出した第三者）様

独立行政法人消防研究所

印

（あなた、貴社等）から平成 年 月 日付けで「法人文書の開示に関する意見書」の提出がありました法人文書については、下記のとおり開示決定しましたので、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第14条第3項の規定に基づき通知します。

記

- 1 開示決定した法人文書の名称
- 2 開示することとした理由
- 3 開示を実施する日

* 担当課等

消防研究所 部（課・室）

所在地：〒181-8633 東京都三鷹市中原3-14-1

TEL : 0422-44-8331

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に独立行政法人消防研究所に対して異議申立てをすることができます。

法人文書の開示の実施方法等申出書

独立行政法人消防研究所 御中

氏名又は名称
住所又は居所
連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

1 法人文書開示決定通知書の番号等
日付：平成 年 月 日
文書番号： 第 号

2 求める開示の実施の方法
下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に 印を付してください。

法人文書の名称		種類・量
実施の方法		
1 閲覧	1 全部 2 一部 ()	
2 複写機により複写したものの交付	1 全部 2 一部 ()	

3 開示実施手数料の計算方法
同封の「計算方法」をご覧の上、次の計算表をもとに上記の求める開示の実施方法にて選択した開示実施手数料を計算してください。

実施の方法 (a)	算定基準 (b)	左の実施方法で開示を 希望する文書量 (c)	b欄とc欄をもとに 算出した額 基本額 (d)
1	100枚までごとにつき100円		円
2	用紙1枚につき20円		円
基本額 計			円(e)

基本額計(e) 円 - 300円 = 円

上記金額が開示実施手数料になります。

4 開示の実施を希望する日
平成 年 月 日

5 「写しの送付」の希望の有無 { 有 : 同封する郵便切手の額 円
無

開示実施手数料 <input style="width: 80%; border: none;" type="text"/> 円	(受領印)	(受付印)
---	---------	---------

担当課等 (本書の郵送先)

〒181-8633 東京都三鷹市中原3-14-1 消防研究所 部 (課・室)

< 計算方法 >

1 はじめに

開示実施手数料は、情報公開に係る手数料を定める規程に基づき、計算することとなりますが、開示の実施の方法、文書量等によって計算方法が異なりますので、「法人文書の開示の実施方法等申出書」の3に示した計算表をもとに計算していただくこととなります。

ここでは、上記計算表の記載方法についてご説明します。

この記載例は、150ページある行政文書に対して100ページを閲覧し、残り50ページについては、写しの交付を希望する場合のものです。

2 求める開示の実施の方法

下表から実施の方法を選択し、該当するものの番号に 印を付してください。

法人文書の名称		種類・量
報告書		A4判文書 150枚
実施の方法		
① 閲覧	1 全部	
	② 一部(1pから100pまで))
② 複写機により複写したものの交付	1 全部	
	② 一部(101pから150pまで))

3 開示実施手数料の計算方法

同封の「計算方法」をご覧くださいの上、次の計算表をもとに上記の求める開示の実施方法にて選択した開示実施手数料を計算してください。

実施の方法 (a)	算定基準 (b)	左の実施方法で開示を希望する文書量 (c)	b欄とc欄をもとに算出した額 基本額 (d)
閲覧	100枚までごとにつき100円	100ページ	100円
複写機により複写したものの交付	用紙1枚につき20円	50ページ	1000円
基本額 計			1100円(e)

基本額計(e) 1100円 - 300円 = 800円

上記金額が開示実施手数料になります。

2 計算表の各欄の説明・記載方法

a欄：開示請求のあった法人文書について、可能な開示の実施方法を列挙してあります。

b欄：a欄に示した方法によった場合の算定基準を示してあります。

c欄：左のa欄の実施方法で開示を希望する文書量を記載してください。

d欄：b欄とc欄をもとに算出した金額を記載してください。

e欄：d欄の縦計を記載してください。

ここまで計算表を作成しましたら、e欄の金額から300円を差し引いてください。この差し引いた金額が開示実施手数料になります。

法人文書の更なる開示の申出書

独立行政法人消防研究所 御中

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 15 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり申出をします。

記

- 1 更なる開示を求める法人文書の名称
- 2 開示決定通知書の日付及び文書番号
(平成 年 月 日付け 第 号)
- 3 最初に開示を受けた日
- 4 更なる開示の実施の方法等

(事務所における開示の実施を受ける場合、その希望日)

(写しの送付を希望する場合は、その旨)

* 法人文書の同じ部分について、最初に開示を受けた開示の実施の方法と同じ開示の実施の方法を受けることはできません。

開示実施手数料 円	(受領印)	(受付印)
------------------	-------	-------

開示実施手数料の減額（免除）申請書

独立行政法人消防研究所 御中

氏名又は名称

住所又は居所

連絡先電話番号

情報公開に係る手数料を定める規程（平成 14 年 9 月 25 日消研規程第 32 号）第 2 条の規定に基づき、下記のとおり、法人文書の開示実施手数料の減額（免除）を申請します。

記

1 開示決定のあった法人文書の名称等

（開示決定通知書の日付・番号： ）

2 減額（免除）を求める額

3 減額（免除）を求める理由

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 11 条第 1 項第 号に掲げる扶助を受けており、手数料を納付する資力がないため。

その他

（注）又は のいずれかに 印を付してください。

に を付した場合は、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

に を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

開示実施手数料の減額（免除）決定通知書

（開示請求者）様

独立行政法人消防研究所

印

平成 年 月 日付けで請求のありました開示実施手数料の減額（免除）申請について、下記のとおり、減額（免除）することとしましたので通知します。

記

1 対象となる法人文書の名称とその開示の実施方法

法人文書の名称 :

開示の実施方法 :

2 開示実施手数料を減額（免除）する額

開示実施手数料の減額（免除）について

（開示請求者） 様

独立行政法人消防研究所

印

平成 年 月 日付けの開示実施手数料の減額（免除）申請については、情報公開に係る手数料を定める規程（平成 14 年 9 月 25 日消研規程第 32 号）に規定する減額（免除）理由に該当しませんので通知します。

記

1 対象となる法人文書と、その開示の実施方法

法人文書の名称 :

開示の実施方法 :

2 減額（免除）を求める開示実施手数料の額

3 減額（免除）が認められない理由等

（注 1）

開示の実施を受ける場合には、上記 2 の開示実施手数料の追納が必要です。

（注 2）

この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条に基づき、この決定があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、独立行政法人消防研究所に対して異議申立てをすることができます。

開示実施手数料還付請求書

開示請求者			
開示請求年月日			
開示請求に係る行政文書名			
還付金の払渡しを受ける方法及び払渡しを希望する機関	口座振込	銀行等名称	銀行 本店 金庫 支店 農協 出張所 漁協
		預金種類	1 普通口座(総合口座) 2 当座預金 3 通知預金 4 別段
		口座番号	銀行番号 支店番号 口座番号 - -
還付金額	円		
還付理由			
<p>上記のとおり、開示実施手数料の還付を請求します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>住所 氏名 (印)</p> <p>殿</p>			
<p>還付請求事由及びその金額は、事実と相違ないことを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>職名 氏 名 (印)</p>			

備考

- 1 用紙の大きさ及び紙質は適宜とする。
- 2 証明欄は、事務局長が記名押印する。

諮 問 書

情報公開審査会 御中

独立行政法人消防研究所

印

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 9 条の規定の基づく開示決定等について、別紙のとおり、異議申立てがあったので、同法第 18 条第 2 項の規定に基づき諮問します。

(別紙)

1 異議申立てに係る法人文書の名称	
2 異議申立てに係る開示決定等 (開示決定の種類) 開示決定 部分開示決定 (該当不開示条項) 不開示決定 (該当不開示条項)	(1) 開示決定等の日付、記号番号 (2) 開示決定等した者 (3) 決定の概要
3 不服申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立人 (3) 異議申立ての趣旨
4 諮問の理由	
5 参加人等	
6 添付書類等	法人文書開示請求書(写し) 法人文書開示決定等通知書(写し) 不服申立書(写し) 理由説明書 その他参考資料(第三者からの反対意見書等)

注1) 2の(開示決定等の種類)については、該当する開示決定等の をチェックすること。また、部分開示決定又は不開示決定の場合は、該当不開示条項(法第5条各号、第8条又は文書不存在)を記載すること。

注2) 4の(諮問の理由)については、例えば、「原処分維持が適当と考えるため。」「全部開示とすることが適当と考えるが、第三者の反対意見書が提出されているため。」など、諮問を必要とする理由を簡潔に記述すること。

(異議申立人) 様

独立行政法人消防研究所

印

情報公開審査会への諮問について (通知)

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 9 条の規定に基づく開示決定等に対する次の異議申立てについて、同法第 18 条の規定により情報公開審査会に諮問したので、同法第 19 条の規定により通知します。

1 異議申立てに係る法人 文書の名称	
2 異議申立てに係る開示 決定等	
3 異議申立て	(1) 異議申立日 (2) 異議申立ての趣旨
4 諮問日・諮問番号	平成 年 月 日・平 諮問 号

担当課等 : 消防研究所 部(課・室)

〒 :

:

注 1) 「2 異議申立てに係る開示決定等」の欄については、開示決定等の日付・記号番号、開示決定等した者、開示決定等の種類(開示決定、部分開示決定又は不開示決定)を記載すること。

注 2) 4の「諮問番号」は、情報公開審査会が付す番号である。

平成 年 月 日

独立行政法人消防研究所 御中

氏 名 年 齡 歳 印
住 所

平成 年 月 日付け 第 号の開示決定（又は不開示決定）について、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条に基づき、下記のとおり、異議申立てをします。

記

1. 異議申立てに係る処分及び当該処分の内容

処分：

処分の内容：

2. 異議申立てに係る処分があったことを知った年月日

3. 異議申立ての趣旨及び理由

4. 処分庁の教示の有無及びその内容

教示の有無：

教示の内容：

決 定 書

異議申立人 氏 名
住 所
年 齢 歳

上記異議申立人から平成 年 月 日付けをもって提起された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 9 条第 1 項（又は第 2 項）の規定に基づく法人文書開示決定（又は不開示決定）に係る異議申立てについては、次のとおり決定します。

主 文

.....。

不 服 の 要 旨

.....。

決 定 の 理 由

.....。

よって主文のとおり決定する。

平成 年 月 日

独立行政法人消防研究所

印